

高齢者の“もしも”のときの疑問や不安に寄り添い、未来に思いをつなぐ 「未来のあんしんに向けた取組」の開始

1 要 旨

静岡市は、高齢者の“もしも”のときの疑問や不安に寄り添うことで、誰もが安心して過ごせるまちになるよう、「未来のあんしんに向けた取組」を開始します。詳細については、改めて説明の機会を設けますが、まずは、今後の静岡市の取組をお知らせすることで、自らの“もしも”のときの疑問や不安をお持ちの方に、ご関心と安心感をもっていただきたく、本日は、その概要を説明します。

静岡市では、65歳以上の高齢者の数が、2015年（国勢調査。以下同じ）の200,229人から、2020年の209,628人へと増加しています。また、このうち独り住まいの高齢者は、2015年の31,233人（全高齢者の15.6%）から、2020年の35,920人（同17.1%）となっています。今後も、高齢者数の増加とともに、独り住まいの高齢者も増加していくものと思われます。

内閣府の「令和5年度 高齢社会対策総合調査」によると、高齢者が亡くなった後の住まいの処分に関する設問では、「子や配偶者等が住む」との回答が最も多く、約60%となっている一方で、「売却や賃貸」が9.3%、「空き家」が5.0%となっています。また、孤立死に関する設問では、孤立死を「とても身近に感じる」「まあ感じる」と回答した割合は48.7%となっています。このように、亡くなった後の住まいの処分や自らの最期について、不安を感じている高齢者が多くいることがうかがえます。

高齢者の皆さまが抱えているこうした状況を踏まえ、静岡市は、皆さまがお元気なうちから、“もしも”のときの疑問や不安、そして、次の世代に向けた希望に寄り添い、これからの人生も自分らしく、安心して過ごせるよう支援していきます。

“もしも”のときに備える「終活」は、皆さまがこれからも安心して暮らすための大切な一歩です。充実した人生に向けて、皆さまの疑問や不安、そして、未来の希望を、ぜひお聞かせください。

「未来のあんしんに向けた取組」は、以下の3つです。 別添：参考資料

（1）終活情報登録・伝達

皆さまの情報を事前に市へ登録し、急に倒れたときや、お亡くなりになったときは、市が皆さまの代わりに、指定された機関や人にそれら情報をお伝えします。

次頁あり

(2) エンディングプラン・サポート

静岡市では、高齢者の皆さまが安心して事業者を利用した“もしも”の準備ができるよう、「静岡市終活支援優良事業者認証制度」を実施しています。また、家族や伝えたい人に向けて必要な情報を書き残しておく「エンディングノート」の作成を支援しています。

しかし、「市が認証した事業者以外の事業者も利用したい」といったお声も聞かれます。そこで、どのような事業者を利用しても、誰もが、安心して“もしも”のときの準備ができるよう、取組をさらに一歩進めます。今回の取組では、高齢者の皆さまが、自らの“もしも”のときに備え、事前に、市や自らが指定する事業者と家財処分や葬儀等の契約を交わします。そして、その方がお亡くなりになったときは、契約どおりの対応がされているかを市が皆さまに代わって、見届けていきます。

(3) 現金/不動産の生前寄付・遺贈寄付による次世代を担う人々の子育て・教育等への支援、文化財・まちなみ保存への支援

これまでの現金の寄付だけでなく、不動産も含めた生前寄付・遺贈寄付の相談・受入れを開始します。自らの財産を、静岡市の未来を担う若者や子育て世帯のために活用してほしいという皆さまの思いに応えます。

上記の3つのうち、まずは、準備の整った「(3) 現金/不動産の生前寄付・遺贈寄付による次世代を担う人々の子育て・教育等への支援、文化財・まちなみ保存への支援」について、12月2日(月)から、不動産の寄付の相談や現金の受入れを始めます。

現金/不動産の生前寄付・遺贈寄付に関心をお持ちの方や、寄付を希望される方は、静岡市財政課(054-221-1026)まで、ご相談ください。担当の職員が、皆さまの思いをお聞きします。

2 3つの取組の概要について

静岡市は、皆さまの“もしも”のときの疑問や不安を解消するとともに、自らの財産を社会のために役立てたいという希望にお応えするため、以下の取組を行っていきます。

(1) ① “もしも”のときの疑問

「元気なうちに、“もしも”の準備をしたいけど、何から始めればいいのか分からない」

② 今後の市の取組

「終活相談窓口の設置」(2025年4月～)

皆さまの“もしも”のときの疑問や不安に寄り添う終活相談窓口を新たに設置します。皆さまのちょっとした疑問や不安でも構いません。お気軽にご相談ください。窓口の具体的な設置場所については、2025年3月に、市ホームページ等でお知らせします。

(2) ① “もしも” のときの不安

- ・「“もしも” のとき、家族に負担をかけたくない」
- ・「独り身で、亡くなってから、事業者と契約したとおりの対応がされるか不安」

②今後の市の取組

- ・「終活情報登録・伝達」(2025年4月～)

この取組では、急病で倒れた際や、突然お亡くなりになった際、自らの情報(お墓の場所や遺言書の保管場所など)を本来伝えるべき人に伝えられなくなってしまう事態を防ぎます。具体的には、ご本人が事前に静岡市へ自らの情報を登録し、ご本人の“もしも”のときは、ご本人に代わって、それらの情報を関係先(病院や警察、本人が事前に指定した方など)に伝えることで、円滑な手続につなげていきます。

- ・「エンディングプラン・サポート」(2025年4月～)

この取組では、独り身の高齢者が、お亡くなりになった際、「自らの家財処分や葬儀が契約したとおりに行われるかといった不安」を解消します。

具体的には、ご本人と静岡市、そしてご本人が指定する依頼先(家財処分・葬儀・お墓の管理事業者)が、生前に契約を締結します。ご本人の“もしも”のときは、静岡市が責任を持って、契約内容の履行を見届けます。さらに、静岡市は、ご本人の希望と費用負担に応じて、一定期間、お墓の管理も行います。自らが亡くなった後、お墓が誰にも管理されないのではないかといった不安を解消します。

(3) ①静岡市の未来への希望

「“もしも” のときは、自分の財産を若い世代のために使ってほしい」

②今後の市の取組

「現金/不動産の生前寄付・遺贈寄付による次世代を担う人々の子育て・教育等への支援、文化財・まちなみ保存への支援」(2024年12月～)

この取組では、自らの財産を、次の世代のために使ってほしいという思いに応え、静岡市の子育てや教育、まちなみ保存などに活用していきます。

現在、全国の子どもの9人に1人が貧困状態に陥っているとされています。特に、ひとり親家庭では、約44%が貧困状態※1となっています。ひとり親家庭の困りごとを調査した結果では、①家計(49.0%)②仕事(14.2%)③健康(10.7%)④住居(9.4%)※2の順になっており、経済的支援、就労支援に続き、住居支援が必要となることが分かります。

※1 厚生労働省_2022(令和4年)国民生活基礎調査の概況 p14 「6 貧困率の状況」

※2 厚生労働省_令和3年度 全国ひとり親世帯等調査 p95 「表 24-(2) ひとり親本人が困っていることの内訳」

また、そういった住居支援が必要となる一方、静岡市では、利活用されずに、空き家となる不動産の増加も課題となっています。そのような増加する空き家を解消するためには、不動産を所有する人の負担を軽減する取組が必要です。

静岡市は、市が所有する不動産だけでなく、市民の皆さまが所有する不動産も“社会共有資産”とし、それらの利活用により、社会課題の解決につなげていく取組を行います。

（ア）「現金/不動産の生前寄付・遺贈寄付による次世代を担う人々の子育て・教育等への支援」

この取組は、生前寄付・遺贈寄付で不動産を受入れ、ひとり親家庭や若い世代などに、安い家賃でご入居いただきます。そして、居住者は、不動産が良好な状態を維持できるよう、住みながら保全管理を行います。

（イ）「現金/不動産の生前寄付・遺贈寄付による文化財・まちなみ保存への支援」

文化財やまちなみを構成する不動産の所有者は、その維持・管理を負担と感じている方が少なくありません。また、現在の所有者は不動産の維持・管理ができて、その所有者が亡くなった後、相続等で譲り受けた新たな所有者は、それらの負担を懸念し、家屋の解体を前提とした第三者への売却や、空き家として放置することがあります。

これは、静岡市の文化財や良好な景観を構成するまちなみの損失につながり、市民の皆さま、そして、静岡市を訪れる旅行者にとっても、市固有の歴史や文化を感じる機会が失われることになります。

この取組では、文化財や良好な景観を構成する不動産を生前寄付・遺贈寄付で受入れ、若い世代などに、ご入居いただきます。そして、居住者は、不動産が良好な状態を維持できるよう、住みながら保全管理を行います。

これら生前寄付・遺贈寄付は、まずは、現金のみの受入れとなりますが、準備が整い次第、不動産の受入れも始めていきます。対象の不動産は、受入れにより発生する「行政コスト」よりも、受入れにより生み出される「社会的価値」の方が大きい物件とします。

そして、それら物件が市に寄付された後は、市が責任をもって、その保存・活用を行い、ご本人が託した思いを、次の世代の幸せにつなげます。

3 現金/不動産の生前寄付・遺贈寄付の仕組みに関する機関等の役割

① 現金/不動産の生前寄付・遺贈寄付の支援団体

○金融機関（静岡信用金庫 等）

遺贈寄付では、遺言の事前作成や、相続人となられる方の了解が必要になります。相続に関する相談や支援が必要な場合は、静岡市と「遺贈寄附を通じた地方創生の推進に関する連携協定」を結んでいる金融機関を紹介します。その金融機関が、遺言書の作成を支援し、また、司法書士などの専門家を紹介します。

○一般社団法人 日本承継寄付協会

静岡市は、日本承継寄付協会と「遺贈寄附を通じた地方創生の推進に関する連携協定」を締結しています。同協会が発行する情報誌「えんぎフト」に静岡市の魅力や施策を掲載することで、市への遺贈寄附に向けた啓発活動の連携をしています。

同協会では、遺贈寄附に必要な遺言書作成費用（司法書士等へ支払う遺言書相談・作成報酬）の助成も行っていますので、遺言書作成の際は、ぜひご活用ください。また、同協会においても、相談者の依頼に応じて、司法書士や税理士といった遺贈寄附に関する専門家や、遺言の作成支援を行う公証役場などの専門機関を紹介します。

② 寄付不動産評価会

不動産の寄付の場合は、市が設置する評価会において、その不動産を受け取ることが可能か事前に確認します。評価項目は、後日、市ホームページ等で公表します。

③ (仮) 次世代を担う人々の子育て・教育等への支援活用基金、(仮) 文化財・まちなみ保存活用基金

現金の寄付の場合、まずは、基金に積み立てます。そして、寄付された方の思いに基づき、ひとり親家庭への支援や、文化財、まちなみの保存・改修費用の支出等に活用します。

④ 一般財団法人 土地等利活用推進公社

土地等利活用推進公社は、市の100%出資の法人です。市内にある未利用・低利用地や空き家の活用をするために活動しています。

市は、寄付で受け取った不動産を公社に貸付けます。公社は、「ひとり親家庭支援団体」や「文化財保存活用支援団体※」などと連携し、ひとり親家庭や若い世代などに、住宅の貸付を行うなどして、利活用を促進します。居住者は、不動産が良好な状態を維持できるよう、住みながら保全管理を行います。

※「文化財保存活用支援団体」・・・文化財の保存・活用に取り組む一般社団法人、NPO法人、営利法人、法人格をもたない任意の団体である文化財の保存会や研究者のネットワーク組織等で、市の指定を受けた団体。

【参 考】

内閣府「令和5年度 高齢社会対策総合調査（高齢者の住宅と生活環境に関する調査）」

- ・調査の対象者・・・全国の65歳以上の男女
- ・調査方法・・・・・・郵送調査法（オンライン回答併用）
- ・調査期間・・・・・・令和5年10月26日から11月30日まで
- ・有効回答数・・・・・・2,677人（標本数4,000人）

担当：企画課(054-221-1612)

未来のあんしんに向けた取組 ～終活を通じて、誰もが安心して過ごせるまちへ～（案）

【参考資料】

未来への疑問...

元気なうちに、“もしも”の準備をしたいけど、何から始めればいいのか...

未来への不安...

“もしも”のとき、家族に負担をかけたくない...
独り身で、亡くなってから、事業者と契約した
とおりの対応がされるか不安...

未来への希望...

“もしも”のときは、自分の財産を若い世代の
ために使ってほしい...

未来のあんしんに向けた3つの取組

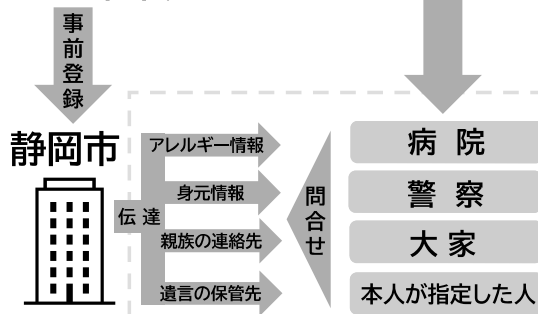
取組開始：
2025(令和7)年4月～

終活情報登録・伝達

(本人情報の事前登録により、“もしも”のときに備える)

シニア世代

本人の“もしも”のとき



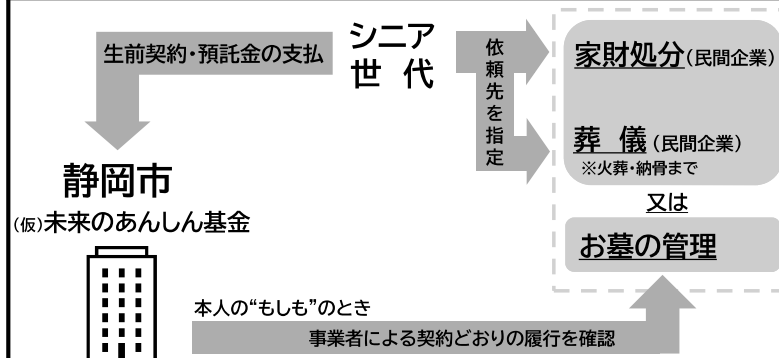
以下の情報を市が保管し、本人が倒れた場合や、
お亡くなりになったときは、関係機関や指定した
人に、以下の情報を開示する

- ・本籍・緊急連絡先・通院先、アレルギー情報
- ・お墓の場所・遺言書の保管場所
- ・契約している身元保証事業者 など

取組開始：
2025(令和7)年4月～

エンディングプラン・サポート

(家財処分から葬儀・納骨、お墓の管理に対応)



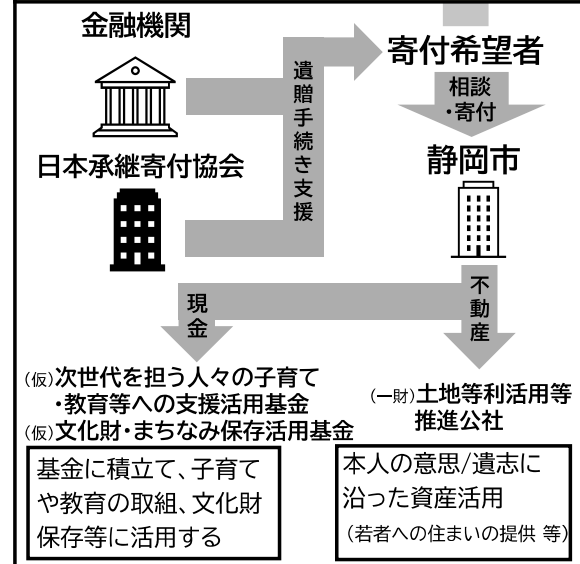
- ・生前に本人と死後事務委任
契約の締結
- ・預託金は、市の基金に積立
- ・本人の死後、指定された業者
の履行を確認する

- ・本人の希望に応じて、死後
の家財処分はもとより、葬儀
での見届けから、お墓の管理
も市が寄り添う
- ・市は履行の立会・確認を行う

取組開始：
2024(令和6)年12月2日～

次世代につなぐ、あなたの思い

(寄付による次世代を担う人々の子育て・教育等への支援)
(寄付による文化財・まちなみ保存への支援)



【意義】(次の世代に向けた“思い”を支える)

- ・本人の意思/遺志を、子育てや文化財保護などの
次の世代に引き継ぐために活用できる。
- ・現金だけでなく、不動産も寄付対象とすることで、
子育て世帯や若者向けの住まいに有効活用できる。

【意義】(シニア世代の“不安”を支える)

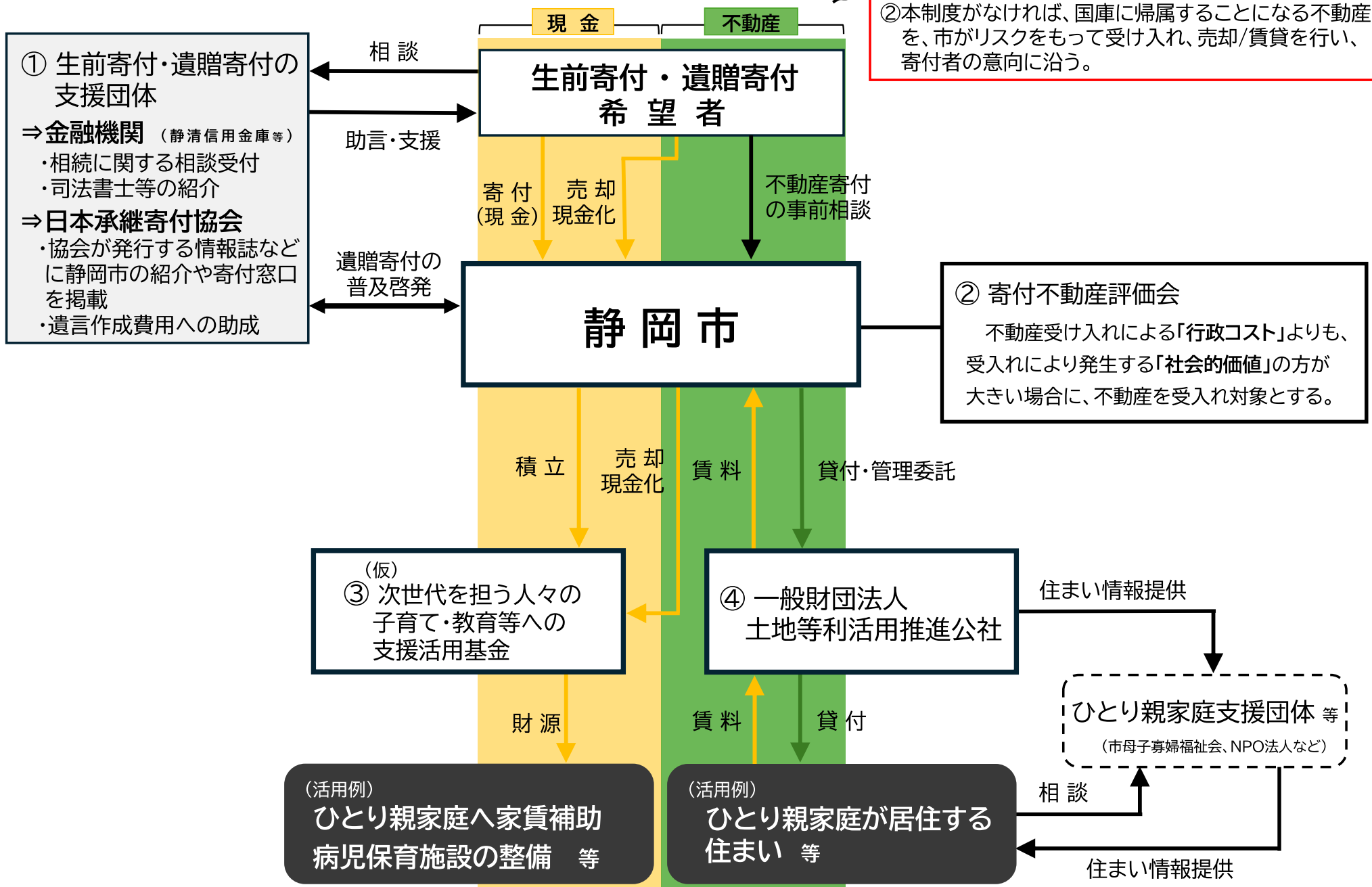
- ・事故や病気で意思疎通ができなくなった場合でも、登録
された情報をもとに、本人の意思を伝えられる。
- ・自らが亡くなったときに向け、遺言書の場所など、通常
自治体が把握していない情報も、事前に登録できる。

【意義】(シニア世代の“最期”を支える)

- ・市、本人及び家財処分・葬儀実施者の三者で死後事務委任契約を結び、
本人の死後、実施者は契約通りの履行を行い、市はその履行を見届ける
ため、本人は、安心して最期を迎えることができる。
- ・市の基金に積み立てるため、実施者の倒産や持ち逃げによる契約金回収
不能に陥ることがなくなる。

次世代につなぐ、あなたの思い(案)

～寄付による次世代を担う人々の子育て・教育等への支援～



次世代につなぐ、あなたの思い(案)

～寄付による文化財・まちなみ保存への支援～

